落札後の注意事項

権利移転手続き

売却決定後、落札者にはメールで今後の手続についてお知らせしますので、添付された URL から、 買受代金の納付予定日及び引渡方法等の登録を行ってください。

必要な費用

- 1 買受代金
- (1) 公売保証金の提供方法についてクレジットカードを選択された方 買受代金全額(公売保証金はクレジットカードから引き落としされません。)
- (2) 公売保証金の提供方法について銀行振込みを選択された方 買受代金より公売保証金を引いた差額
- 2 振込手数料

買受代金を銀行振込みする際の手数料

- 3 書類提出・移転登録のための郵送費用
- 4 公売財産の引渡しに係る費用
- (1) 運送業者へ依頼される方運送費用
- (2) 臨時運行許可番号標(仮ナンバー)により運行される方
 - イ 自動車損害賠償責任保険加入費用
 - ロ 臨時運行許可番号標取得に係る費用
- 5 所有権移転登録に係る費用
- (1) 所有権移転登録等に係る費用
- (2) 自動車税の未納がある場合、車検の際に買受人負担が発生することがあります。

ご注意

買受代金は、納付期限(令和2年12月1日午後2時)までに、全額納付してください。 買受代金を銀行振込みする際は「電信」又は「至急扱い」としてください。

買受代金全額の納付を納付期限までに執行機関が確認できない場合、公売保証金は没収となり、 今後2年間公売への参加を制限されます。

必要な書類

- 1 公売財産の引渡しの際に提示又は提出していただく書類等
- (1) 本人が直接執行機関から引渡しを受ける場合
 - イ 身分に関する証明書(公的機関の発行する顔写真付きのもの)
 - ロ 印鑑(認印は使用できますが、スタンプ式は使用できません。)
 - ハ 公売財産引渡確認書

- (2) 代理人が直接執行機関から引渡しを受ける場合
 - イ 代理人の身分に関する証明書(公的機関の発行する顔写真付きのもの)
 - ロ 代理人の印鑑(認印は使用できますが、スタンプ式は使用できません。)
 - ハ 公売財産引渡確認書
 - 二 委任状
- (3) 運送業者に運送させることにより引渡しを受ける場合
 - イ 運送業者の身分に関する証明書(社員証等)
 - ロ 印鑑(認印は使用できますが、スタンプ式は使用できません。)
 - ハ 公売財産引渡確認書

2 公売財産の移転登録に必要な書類等

- (1) 印鑑登録証明書(発行日より3か月以内のもの)
- (2) 自動車保管場所証明書
- (3) 自動車検査証記入申請書(第1号様式)
- (4) 自動車検査登録印紙 (500円) を貼付した手数料納付書
- (5) 郵便切手代
 - イ ナンバー変更を要しない場合 710円分+460円分 計1,170円分
 - ロ ナンバー変更を要する場合 710円分
- 3 公売財産の移転登録及び一時抹消に必要な書類等
 - (1) 印鑑登録証明書(発行日より3か月以内のもの)
 - (2) 自動車保管場所証明書
 - (3) 自動車検査証記入申請書(第1号様式)
 - (4) 一時抹消登録申請書(第3号様式の2)
 - (5) 自動車検査登録印紙(850円)を貼付した手数料納付書

物件の権利移転について

1 公売財産の引渡し

売却決定後、執行機関が買受代金の納付を確認した後に引渡しが可能となります。

2 移転登録手続

売却決定後、執行機関が買受代金の納付を確認し、落札者から必要書類を提出後、移転登録 手続を行います。

落札者(落札者が法人の場合は代表者)以外の方が権利移転手続を行う場合

落札者本人(法人の場合はその代表者)が買受代金の納付又は公売財産の引渡しを受けられない場合は、代理人がこれらの手続をすることができます。この場合、関東信越国税局インターネット公売ガイドライン第4の2から6に定める公売財産の種類に応じた所定の書類等のほか、次の書類等を持参し、執行機関に提示又は提出する必要があります。

1 委任状(国税庁公売情報ホームページからダウンロードできます。)

- 2 代理人の身分に関する証明書(公的機関の発行する顔写真付きのもの)
- 3 代理人の印鑑(認印は使用できますが、スタンプ式は使用できません。)

ご注意

落札者が法人で、法人代表者以外の方が買受代金の納付や公売財産の引渡しを受ける場合も、その方を 「代理人」とする委任状の提出が必要となります

権利移転の時期

売却決定後、買受代金を全額納付した時に、その公売財産の権利は落札者に移転します。